

学校法人共済学院日本保健医療大学における  
公的研究費に関する不正防止計画

平成28年10月31日制定

| 不正を発生させる要因  | 不正防止計画   |
|---|--|
| 1. 大学内の責任体系の明確化                                     |  |
| 責任者の役割が曖昧な状態が続くと、全学的な管理体制が機能しない。                    | 学内規定を改定し、責任者の役割を明確にし、学内外に周知する。                                   |
| 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備                              |  |
| (1) ルールの明確化・統一化                                     |  |
| 職員によってルールの理解度にばらつきがあると、誤った手続きが生じる可能性がある。            | 事務処理手続きのルールについて、分かりやすい形で関係者への周知を徹底する。                            |
| 罰則に対する意識が希薄していると、研究費の不正使用防止に関する取組が徹底されない場合がある。      | 不正防止対策に関する方針及びルールを遵守する義務のあることを理解させるために、職員から誓約書の提出を求める。           |
| (2) 職務権限の明確化  |  |
| 教員による発注を認めるとき、その権限と責任が不明確な場合には、不適切な事務処理が行われる可能性がある。 | 発注を行う研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者に理解を得る。                                 |
| (3) 関係者の意識向上  |  |
| コンプライアンス教育の実施に際して、受講者の理解度が十分に把握できていない。              | 受講状況の確認、アンケートの回収等を通じて、理解度を把握し、必要に応じてフォローを行う。                     |
| (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化                 |  |
| 通報等に関する制度について、理解が不十分な場合、同制度が十分に活用されない可能性がある。        | 通報、調査、懲戒に関する規程を周知、徹底する。  |
| 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施                       |  |
| 不正を発生させる要因の検討が不十分な場合、部署によって取組に差が生じる可能性がある。          | 不正を発生させる要因を体系的に整理し、これに対応する具体的な不正防止計画を策定する。                       |
| 4. 研究費の適正な運営・管理活動                                   |  |
| 発注した当事者以外の検収が困難な場合、不正につながりうる問題が把握できない可能性がある。        | 検収業務を省略する例外的な取扱いをする場合は、件数、リスク等を考慮し、事後確認を行う。                      |
| 年度末に予算執行が集中すると、研究費の不正使用が見過ごされる可能性がある。               | 定期的に執行状況の確認を行い、執行が遅れているときは執行計画を見直す。                              |
| 5. 情報発信・共有化の推進                                      |  |
| 機関間での情報共有が行われない場合、予期していない事例に十分な対応が取れない可能性がある。       | 不正への取組に関する本学の方針を外部に公表し、他機関の取組についても情報収集を行う。                       |
| 6. モニタリングの在り方                                       |  |
| 内部監査が十分な頻度で実施されないために、研究費の不正使用が見過ごされる可能性がある。         | 重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。<br>内部監査と外部監査との連携強化を一層促進する。 |